

特記仕様書

令和6年 6月
総務部 公共施設マネジメント室

I 業務概要

1. 業務名称

番号：令和6年度（ ）第 T-01 号
件名：桔梗が丘及び北中学校エレベーター新設工事監理業務委託
場所：名張市 桔梗が丘7番町ほか 地内

2. 監理物件の概要

- (1) 工事名称 ①桔梗が丘中学校エレベーター新設工事
②北中学校エレベーター新設工事
(3) 所在地 ①名張市桔梗が丘7番町1街区1926番地1
②名張市美旗中村2380番地

(4) 新設建物概要

(桔梗が中学校)

- ・構造規模：鉄骨造3階建2棟（新設建物）、鉄筋コンクリート造3階建（既存建物）
- ・床面積：36.93m²（1棟あたり）

(北中学校)

- ・構造規模：鉄骨造3階建1棟（新設建物）、鉄筋コンクリート造3階建（既存建物）
- ・床面積：40.38m²

2. 工事工期

- ①桔梗が丘中学校エレベーター新設工事
令和6年7月16日（予定）～令和7年3月14日
②北中学校エレベーター新設工事
令和6年6月18日～令和7年1月17日

3. 委託業務期間 令和7年3月28日まで

（監理業務の始期について、各々の工事工期と一致していませんが、準備期間等による余裕を見込んでいる為、増築棟の通常の工事監理業務に支障はありません。）

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「名張市建築工事監理業務委託共通仕様書（設計意図伝達業務を除く工事監理業務）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 業務担当技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する業務担当技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「業務担当技術者等」とは、業務担当技術者・総括管理者を総称している。

(1) 業務担当技術者

業務担当技術者については、下記の要件を満たす者とする。また、設計図書的设计内容を的確に判断するとともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

- ・当該担当の各部門（建築意匠・建築構造・電気設備・機械設備）に応じた工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）または、それに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。

- ・業務担当技術者は、以下の専門部門の技術者を配置すること。

- 1) 建築（総括・意匠）技術者（再委託は不可）
- 2) 建築（構造）技術者（再委託は可）
- 3) 電気設備技術者（再委託可）
- 4) 機械設備技術者（再委託可）

※建築（意匠）技術者は一級建築士とする。また建築（構造）技術者は一級建築士又は構造設計一級建築士とし、電気設備技術者、機械設備技術者については二級建築士又は建築設備士でもよいものとする。

(2) 総括管理者

前項の業務担当技術者のうち、業務の管理及び統括を行うものとして、下記の要件を満たす総括管理者を定めるものとする。また、設計図書的设计内容を的確に掌握するとともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士であること
- ・建築、電気設備、機械設備の各工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること
- ・総括管理者が業務担当技術者を兼ねることができるものとするが、その場合の実務経験は総括管理者の経験とする。
- ・契約期間中であっても、上記項目等について、発注者が適切でないと判断した場合は担当者の変更を求める場合がある。

2. 工事監理業務の内容

- ・建築士法第18条に定める工事監理者としての業務を行うこと。
- ・一般業務として、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定した項目の監理業務を行う。

また別添工事監理業務表及び以下の特記による各業務を行うこと。

なお、各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとし、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする

1. 工事監理に関する標準業務

- (1) 工事監理方針の説明等
- (2) 質疑書の検討
- (3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務
- (4) 工事と設計図書との照合及び確認
- (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- (6) 工事監理報告書等の提出（報告書は全て監理者が作成することとし、添付する写真には監理者所有の黒板を入れて撮影すること。）
- (7) 現場等における、原則隔週1回程度の定例工程会議の出席と議事進行等を行う。（構造技術者、電気設備技術者、機械設備技術者は、必要に応じて出席することとする。）なお定例工程会議の回数は監督員と協議の上決定することとし、差異の精算は行わない。

3. その他の標準業務

- (1) 工程表の検討及び報告
- (2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- (3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
- (4) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- (5) 関係機関の検査（中間・完成）の立会い等
- (6) 完成図書の確認
- (7) 工事に伴う設計変更の協議、変更設計内訳書及び変更設計図面の作成等。（当初設計と同様に積算根拠資料、単価決定根拠資料等の写し等全て必要。）ただし、名張市建築工事監理業務委託共通仕様書3.15条件変更等に該当する場合は、別途業務とする。

※計画変更申請（軽微な変更を除く）の伴う書類作成等については別途業務とする。

(8) 名張市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 25 条第 5 項の規定による事務処理 一式

(9) 竣工図面の確認

※ 上記業務は工事受注者に委ねることなく、写真撮影等を含め全て監理者にて行うこと。

4. 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

※ 原則として、以下に示す工事監理に必要な図書は監理者自身で揃えることとし、必要に応じて現場打合せ時に持参し工事監理に使用すること。

a. 共 通

- ① 建築設計基準及び同解説
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ④ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ⑤ 学校施設の耐震補強マニュアル R C造校舍編 2003年改訂版（文部科学省）
- ⑥ 学校施設の長寿命化改修の手引き（平成26年1月 文部科学省）
- ⑦ 学校施設の長寿命化改修に関する事例集（平成29年3月 文部科学省）
- ⑧ 工事監理業務区分表（参考）

b. 建 築

- ① 建築工事設計図書作成基準及び同解説
- ② 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ③ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ④ 建築工事監理指針（上・下）
- ⑤ 建築改修工事監理指針（上・下）
- ⑥ 建築設計基準
- ⑦ 建築構造設計基準
- ⑧ 建築鉄骨設計基準
- ⑨ 建築工事標準詳細図
- ⑩ 構内舗装・排水設計基準
- ⑪ 標準案内用図記号
- ⑫ 環境配慮型官庁施設設計指針
- ⑬ 官庁施設の環境保全性に関する基準
- ⑭ ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル（三重県条例版）

c. 設 備

- ① 建築設備計画基準
- ② 建築設備設計基準
- ③ 建築設備工事設計図書作成基準
- ④ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⑤ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ⑥ 電気設備工事監理指針
- ⑦ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⑧ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ⑨ 機械設備工事監理指針
- ⑩ 建築設備耐震設計・施工指針
- ⑪ 建築設備設計計算書作成の手引き

- ⑫ 環境配慮型官庁施設設計指針
- ⑬ 官庁施設の環境保全性に関する基準

(2) 打合せ及び記録

- a. 監督員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。
 - 1) 業務着手時
 - 2) 業務計画書に定める時期
 - 3) 定例打合せ
 - 4) 監督員又は業務担当技術者が必要と認めた時
 - 5) その他 ()
- b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事受注者等と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(3) 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
・ 桔梗が丘中学校エレベーター新設工事 確認申請書等	設計業務成果含む
・ 北中学校エレベーター新設工事 確認申請等	設計業務成果含む

- ・ 貸与場所 (公共施設マネジメント室)
- ・ 貸与期間 (受託期間)
- ・ 返却場所 (公共施設マネジメント室)
- ・ 返却時期 (完成検査時)

(4) 関係官公庁への書類の作成等

都市計画法、建築基準法、消防法等の法令に基づく官公庁等の検査（建築主事等関係官署の検査）、届出、申請に必要な書類を作成し監督員に提出し、必要に応じて検査に立ち会うこと。

(5) 提出書類

- 1) 業務計画書
- 2) 工事監理業務月報
- 3) 打合せ記録簿
- 4) 建築士法に定める書類
- 5) その他監督員の指示する書類

5. 不当介入を受けた場合の措置について

名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱による。

6. その他

工事完成後1年を経過した時点において、瑕疵検査を実施するときには、工事監理者は立会いを行うこと。